

シリーズ  
**知って納得！  
地域自治区**

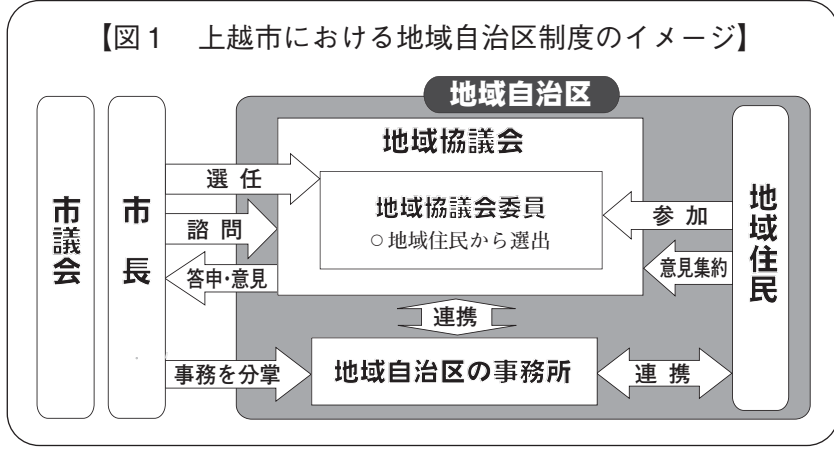
第5回

**合併前上越市の区域における地域自治区の制度案の概要について**

市では現在、合併前の上越市の区域への地域自治区の導入を目指しています。このシリーズでは、地域自治区制度について、より多くの市民の皆さんから知っていただくため、毎回テーマを絞って説明していきます。（このシリーズは、毎月15日号で連載していきます）

■問合せ…自治・地域振興課（内線1449、1547）

【図1 上越市における地域自治区制度のイメージ】



地域自治区は、市民の皆さんから、身近な地域やまちづくりについて、もっと関心を高めていただくとともに、様々な地域の特性や市民の皆さんの声をいかしてよりよいまちづくりを実現していくための制度です。

市では、市町村合併に際して、旧町村の区域ごとに13の地域自治区（区）を設置しました。

現在、市民の皆さんの意思が市政に反映される「市民本位の市政」の一層の推進に向け、地域自治区を全市的な制度として、合併前の上越市の区域に設置するための取組みを進めています。

今回は地域自治区制度の3つのポイント（区域・地域協議会・事務所）から制度案の概要についてお知らせします。

**合併前上越市の区域における**

**地域自治区の制度案（概要）**

1 地域自治区の区域

合併前上越市の区域では、市民の皆さんによる各種自治活動などの中で、多くの皆さんにかかわりが深く、概ね昭和の大合併前の市町村の区域と重なる「地区」を基本として、15の地域自治区を設けます。（図2、表1参照）。

なお、新たに設ける区の住所の変更は行わない予定です。

※「地区」のうち、谷浜地区と桑取地区については、人口規模、地勢などを踏まえ、両地区で一つの地域自治区とします。

【図2 合併前上越市における地域自治区の区域のイメージ】



地域自治区は、市民の皆さんにとって身近な地域を一つの区域として「区」を設け、それぞれの区に、地域のことを話し合い、意見をまとめる「地域協議会」と、区に関する業務を行う「事務所」を設置する制度です（図1を参照）。



【表1 地域自治区の区域と町内会の範囲の関係】

地域自治区	町内会の範囲
高田区	南本町1～3丁目、東城町1～3丁目、南城町1～4丁目、大手町、本城町、南新町、南高田町、本町1～7丁目、北本町1～4丁目、仲町1～6丁目、寺町1～3丁目、大町1～5丁目、西城町1～4丁目、北城町1～4丁目、東本町1～5丁目、幸町、栄町、新町、高土町1～2丁目
新道区	樋場、子安、子安新田、鴨島1～3丁目、稲田1～4丁目、下稲田、寺、大日、中田新田、上島、中々村新田、平岡、南田屋新田、北田屋新田、大道福田、富岡、藤野新田
金谷区	上門前、小滝、下馬場、朝日、黒田、灰塚、地頭方、青木、上中田、中通町、向橋、中田原、塩荷谷、儀明、上湯谷、大貫、金谷、神山、平山、飯、御殿山町、上昭和町、昭和町1～2丁目、滝寺、下正善寺、中正善寺、宇津尾、上綱子、中ノ俣、上正善寺
春日区	土橋、藤巻、木田新田、藤新田、木田、新光町、岩木、大学前、教育大山屋敷宿舎、教育大世帯寮、春日山町1～3丁目、大豆、春日野、谷愛宕、春日、中門前、宮野尾牛池
諏訪区	上真砂、杉野袋、北新保、南新保、高森、諏訪、東原、鶴町、北田中、米岡、米町
津有区	四ヶ所、西市野口、戸野目古新田、門田新田、戸野目、市野江、桐原、本道、荒屋、虫川、下野田、長面、上野田、四辻町、下池部、上池部、吉岡東市野口、剣、茨沢、藤塚、新保古新田、本新保、上雲寺、下新町、上新町、池、下富川、上富川、熊塚、野尻、稲、平成町
三郷区	下四ツ屋、西松野木、長者町、天野原新田、本長者原、今池、藪野、辰尾新田、東稲塚新田、下稲塚、桜町
和田区	東木島、西木島、島田上新田、島田、島田下新田、上箱井、中箱井、岡原、下箱井、五ヶ所新田、丸山新田、下新田、西田中、寺町、石沢、大和1～4丁目、大和5・6丁目、稲荷
高士区	稲谷、上曾根、下曾根、高和町、元屋敷、高津、飯田、妙油、森田、十二ノ木、北方、南方、大口、東京田
直江津区	西本町3丁目、西本町1・2丁目、西本町4丁目・御幸町、中央1丁目・あけぼの、中央1丁目・四ッ屋、中央1丁目・旭区、中央2丁目・横町、中央2丁目・本町、中央3丁目・荒川町、中央3丁目・天王町、中央4丁目・福永町、中央4丁目・沖見町、中央5丁目・塩浜町、中央5丁目・浜町、住吉町、港町1・2丁目、市之町、東雲町1・2丁目、栄町1・2丁目、石橋、石橋1・2丁目、新光町3丁目、五智1～6丁目、雇用促進、五智新町、虫生岩戸、国府1～4丁目、小丸山団地、加賀町
有田区	東小猿屋、中小猿屋、西小猿屋、三田、三田新田、三ツ橋新田、三ツ橋、福田、福田社宅、田園佐内町、桐ノ木社宅、三ツ屋町、安江、安江1～2丁目、安江公営住宅、上源入、下源入、港南町、松村新田、下門前、塩屋新田、春日新田、春日新田5丁目、川原町、春日新田木町、
八千浦区	黒井、日之出町、上荒浜、南荒浜、下荒浜、遊光寺浜、南原、夷浜、夷浜住宅団地、西ヶ窪浜
保倉区	下百々、駒林、小泉、長岡、長岡新田、上名柄、五野井、石川、上青野、中青野、下青野、上吉野、下吉野、上五貫野、下五貫野、下名柄、岡沢
北諏訪区	飯塚、中真砂、川端、東中島、若鷹、上千原、福橋下真砂、横曾根
桑取・谷浜区	西横山、小池、西山寺、下綱子、高住、中桑取、丹原、鍋ヶ浦、吉浦、茶屋ヶ原、有間川、長浜、西戸野花立、横畑、皆口、西谷内、北谷、土口、増沢、大淵、東吉尾、西吉尾

## 2 地域協議会

### ■役割

地域協議会は、その地域の重要なことで市長から意見を求められた案件について審議し、意見を述べることができます。

また、それぞれの地域での身近な暮らしの課題から、地域特性をいかしたまちづくりのあり方に至るまで、様々なテーマについて自主的に話し合うことができます。

### ■委員の定数

地域協議会の委員定数は、13区の地域協議会委員の定数とのバランスを考慮した上で、人口規模に応じて設定します。具体的には次ページの表2と表3のとおりです。会議が成り立つ人数を考慮し、最少の定数は12人、最多の定数は20人としています。

### ■委員の選任など

委員の選任は、まず公募を行い、応募者が定数を超えたときは公職選挙法に準じた選任投票を行う「公募公選制」で行います。

また、委員の任期は4年で、報酬は無報酬です(ただし、会議1回につき、交通費相当額1200円をお支払いします)。

### 3 地域自治区の事務所

#### ■事務所が行う事務

地域自治区の事務所では一つの事務所が4〜6の区を担当(表4参照)し、地域協議会に関する事務と地域振興に関する事務を行います。その他の行政サービスは、これまでどおり市役所の各課が担当します。

#### ■事務所を置く施設

事務所は、既存の公共施設を活用して直江津または有田地区、春日地区、高田地区に3か所設置することとします。

なお、各区の地域協議会の会議などは、当該区域内に所在する公共施設

【表2 委員の定数の考え方】

人口	委員定数
5,000人未満	12人
5,000人以上10,000人未満	16人
10,000人以上20,000人未満	18人
20,000人以上	20人

【表3 各区の委員定数】

地域自治区	人口(人)	委員定数(人)
高田区	31,373	20
新道区	8,992	16
金谷区	14,534	18
春日区	19,844	18
諏訪区	1,126	12
津有区	5,306	16
三郷区	1,410	12
和田区	5,810	16
高士区	1,654	12
直江津区	19,515	18
有田区	13,884	18
八千浦区	4,336	12
保倉区	2,435	12
北諏訪区	1,716	12
桑取・谷浜区	1,988	12

※人口は平成20年10月31日現在の住民基本台帳人口

設で開催する予定です。

#### ■事務所の職員配置

各事務所に所長1人と、地域自治区の事務を専属で行う職員を1〜2人置くことを検討しています。

これらの職員は事務所が所管する地域自治区を担当し、必要に応じて各区に向向くことを想定しています。

ご意見・ご質問や出張説明会のご要望はお気軽にお寄せください。

自治・地域振興課(内線  
1449・1584、FAX025・  
526・8363) jichi-chiiki@city.joetsu.lg.jp

【表4 地域自治区の事務所を置く施設(案)】

事務所を置く施設	所管する地域自治区
① レインボーセンター または直江津地区公民館	直江津区、有田区、北諏訪区、 保倉区、八千浦区 【計5区を担当】
② 市役所本庁 または春日謙信交流館	新道区、春日区、津有区、 高士区、諏訪区、桑取・谷浜区 【計6区を担当】
③ 雁木通りプラザ または高田地区公民館	高田区、金谷区、三郷区、 和田区 【計4区を担当】

— 所管区域のイメージ —



## 合併前上越市の区域における地域自治区の制度(案)にご意見をお寄せください

市では、合併前上越市における地域自治区の具体的な制度案について、広く市民の皆さんのご意見を募集します。

▷案の公表場所…自治・地域振興課窓口、市政情報コーナー(市役所1階)、各区の総合事務所、南・北出張所、市民プラザ、リージョンプラザ上越、高田・直江津図書館、高田・直江津地区公民館、街なかサテライト、市ホームページで公表します。

▷意見提出方法…住所、氏名、電話番号を併記した意見(様式は問いません)を各提出先へお持ちいただくか、郵便、ファックス、メールでお送りください。各区の総合事務所にも提出いただけます。

▷意見提出期間…12月25日(土)～平成21年1月26日(日)

■提出・問合せ…自治・地域振興課 (内線1449・1547、FAX025-526-8363、  
jichi-chiiki@city.joetsu.lg.jp)